

令和 5 年 6 月 2 6 日

福祉部地域ケア推進課・介護保険課

江東区高齢者地域包括ケア計画の策定について

1 概要

(1) 策定の経緯

ア 3 年を 1 期とし 3 年毎に策定

イ 現行計画（令和 3 年度～令和 5 年度）が本年度で終了するため、次期計画を策定するもの

(2) 計画の根拠・位置づけ

ア 江東区長期計画の部門別計画

イ 市町村老人福祉計画及び介護保険事業計画を一体的に策定

ウ 上位計画である「江東区地域福祉計画」と整合を図りながら策定

(3) 計画期間

令和 6 年度から令和 8 年度

2 全体構成（案）

資料 3 - 2 のとおり

3 基本理念

「ともに支えあい、健やかに生き生きと暮らせる地域社会の実現」

～地域包括ケアシステムの成熟～

4 策定体制

(1) 計画推進会議（年 6 回）

計画の総合的な検討を行う。メンバーは、学識経験者、認定審査会代表、関連団体代表者、公募区民等 1 7 名

(2) 庁内推進委員会・幹事会（年 6 回）

庁内での事前検討を行う。メンバーは、①庁内推進委員会：関係部長 1 2 名、②幹事会：関係課長 2 7 名

5 策定スケジュール

資料 3 - 3 のとおり